

名古屋市北区「キタッコ」着ぐるみ貸出規定

(趣旨)

第1条 この規定は、名古屋市北区区の花コスモスのデザインマーク「キタッコ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(利用手続き)

第2条 着ぐるみの使用にあたっては、北区区民まつり“きた・きたフェスタ”盛り上げ隊として北区区民まつり実行委員会が使用するほか、以下の利用手続きを経るものとする。

- (1) 着ぐるみを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ名古屋市北区「キタッコ」着ぐるみ使用申込書（第1号様式）を、使用の2週間前までに名古屋市北区長（以下「管理者」という。）へ提出し、その承認を得なければならない。
- (2) 申し込みは、使用の2カ月前から先着順に受け付けるものとする。但し、名古屋市北区が主催・共催する事業において利用する場合は優先するものとする。
- (3) 着ぐるみの使用期間は2日以内とする。
- (4) 着ぐるみの引渡しは使用日の前開庁日の午後とし、返却は使用日の翌開庁日午前とする。
- (5) 本条前各項において、管理者が認める場合は、この限りでない。

(使用承認基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 名古屋市北区の品位を傷つけ正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れのあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (5) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) その他、管理者が着ぐるみ使用について不適正と認めたとき

(使用の承認)

第4条 管理者は使用者に対し、使用日の前日までに使用承認を、名古屋市北区「キタッコ」着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）にて行う。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項及びを遵守しなければならない。

- (1)『「キタッコ」着ぐるみ使用マニュアル』、『「キタッコ」着ぐるみの取扱と注意事項』及び貸出規定を遵守し、適切に利用すること
- (2)着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3)使用申込書の記載どおりに使用すること
- (4)火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5)雨天時に屋外で使用しないこと
- (6)足場の悪い状態での使用は避けること
- (7)その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承認の取り消し)

第7条 管理者は、使用者が第3条及び第6条に定める事項を遵守しなかった時は、その利用の承認を取り消し、直ちに「着ぐるみ」を返却させるとともに、その使用者への貸与は今後一切行わない。この場合、使用者に損害が生じて、名古屋市北区は一切の責任を負わないものとする。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出の中止)

第9条 着ぐるみが著しく汚損又は故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、使用の申し込みがあった場合においても、貸出を中止する。なお、これにより使用者が被った損害等については、名古屋市北区は一切保障しないものとする。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、名古屋市北区は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規定は、平成25年10月20日から施行する。